

福岡県犯罪被害者等支援計画の実施状況（令和６年度）について

1 趣旨

議員提案により制定された「福岡県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）第１０条の規定に基づき、平成３０年１２月に福岡県犯罪被害者等支援計画を策定し、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

その後の社会情勢の変化やこれまでの課題をふまえ、令和４年３月に第２次福岡県犯罪被害者等支援計画を策定しました。

条例第１１条の規定に基づいて、実施状況（令和６年度）を公表します。

2 計画期間

令和４～８年度

3 計画の目標及び施策の体系

(1) 目標

犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による
県民福祉の向上

(2) 施策の体系

基本方針	基本的施策
1 犯罪被害者等支援体制 の整備・充実	(1) 相談及び情報の提供等
	(2) 人材の育成
	(3) 民間支援団体に対する支援
	(4) 個人情報等の適切な管理
2 精神的・身体的被害の回復・防止	(1) 心身に受けた影響からの回復
	(2) 安全の確保
	(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
3 損害回復・経済的支援等	(1) 損害賠償の請求についての援助
	(2) 経済的負担の軽減
	(3) 居住の安定等
	(4) 雇用の維持及び確保
	(5) 日常生活の支援
4 犯罪被害者等を支える 地域社会の形成	(1) 県民の理解の増進
	(2) 事業者の理解の増進

(3) 令和６年度においては、前記(2)の４つの基本方針及び１４の基本的施策に沿って、以下のとおり取り組みました。

4 具体的施策の実施状況

基本方針1 犯罪被害者等支援体制の整備・充実

(1) 相談及び情報の提供等

具体的施策	令和6年度の実施状況
①福岡犯罪被害者総合サポートセンターの運営及び相談機能の強化	・福岡犯罪被害者総合サポートセンターにおいて、犯罪被害者等からの相談に対応（相談件数：電話相談 382 件、直接支援 98 件） ・コーディネーターとして社会福祉士を配置 ・北九州相談窓口（週3日）、筑豊・筑後相談窓口（週1日）を設置
②性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営及び相談機能の強化	・性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、性暴力被害者等からの相談に対応 相談件数：電話相談 1,830 件（男性 343 件、女性 1,400 件、不明 87 件）、直接支援 332 件（男性 11 件、女性 321 件） ※数値は、家族やパートナー、他機関など被害者本人以外も含む ・相談員への助言等を行う専門家（精神科医、弁護士、社会福祉士）をセンターに配置 ・子どもの被害相談に対応するプレイセラピールームを設置し、心理専門職を配置 ・性暴力被害者に対する産婦人科医療費への公費支出を実施（支出件数：18 件） ・弁護士相談件数：51 件 ・性暴力に関する SNS 相談窓口について、県ホームページで周知
③犯罪被害者等への法律相談支援	・犯罪被害者等からの刑事・民事裁判等に関する相談について、弁護士による無料法律相談を実施（相談件数：11 件）
④関係機関と連携した緊急支援体制の構築	・市町村や関係機関の犯罪被害者等支援担当者を対象として、重大事案が発生した場合の、関係機関の連携による速やかな支援の必要性を周知
⑤「犯罪被害者等支援の手引き」の配布による相談・支援体制の充実	・市町村や関係機関の犯罪被害者等支援担当者を対象とする「犯罪被害者等支援の手引き」の改訂・配布により、相談対応能力の向上や関係機関等相互の連携を促進
⑥犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」の効果的運用	・「心のリリーフ・ライン」において、犯罪被害者等からの相談に対応（相談件数：637 件） ・相談内容に応じて、福岡犯罪被害者総合サポートセンター等の関係機関と連携した被害者支援を実施（情報提供：46 件）
⑦性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」の効果的運用	・性犯罪被害相談電話「#8103」の通話料を無料化し、24 時間 365 日運用（相談件数：1,133 件） ・相談内容に応じて、性暴力被害者支援センター・ふくおか等の関係機関と連携した被害者支援を実施
⑧配偶者からの暴力（DV）被害者に対する相談の実施	・配偶者暴力相談支援センター及び「福岡県配偶者からの暴力相談電話」（夜間・休日の相談電話）において、DV被害者からの相談に対応（相談件数：2,090 件） ・「男性DV被害者のための相談ホットライン」、「LGBTQの方のDV被害者相談ホットライン」において、DV被害にあった男性や性的少数者からの相談に対応（男性相談件数：73 件、性的少数者相談件数：2 件） ・福岡県男女共同参画センター「あすばる」の総合相談において、DV被害者からの相談に対応（相談件数：317 件）

具体的施策	令和6年度の実施状況
⑨婦人相談員による相談の実施	・配偶者暴力相談支援センターにおいて、女性相談支援員（旧：婦人相談員）が性暴力等被害を受けた女性からの相談に対応
⑩児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	・児童相談所に弁護士を配置 ・児童虐待防止医療ネットワーク事業拠点病院（県内2か所）を指定（拠点病院への相談件数：699件）
⑪児童虐待に対する夜間・休日対応	・児童相談所において、24時間いつでも相談を受ける体制を整備（夜間・休日の電話相談業務を委託事業により実施）（夜間・休日児童虐待相談件数：938件、夜間・休日その他の児童相談件数：7,897件）
⑫学校内における連携、相談体制の充実及び相談対応能力の向上等	・県内全ての公立小・中学校、義務教育学校、高等学校、県立中等教育学校、特別支援学校及び教育事務所にスクールカウンセラーを配置 ・校内の各種会議へスクールカウンセラーが参加することで、校内の連携・教育相談体制を充実 ・各学校に教育相談担当を設け、校内の連携・教育相談体制の充実を図るとともに、教職員の相談対応能力の向上のための職員研修を実施 ・私立高等学校に対して、スクールカウンセラーの配置に要する経費を助成（補助対象校：54校）
⑬ネットトラブルに遭っている児童生徒に対する相談窓口の設置	・ホームページにおいて、ネットトラブルに関する相談窓口や対策の情報提供を実施
⑭市町村や関係機関を通じた適切な情報提供	・市町村担当課長会議や犯罪被害者等支援担当職員研修会を開催し、国や県等が行う犯罪被害者等支援の情報を提供 ・福岡県犯罪被害者等見舞金制度をはじめとした、犯罪被害者等支援情報のホームページ掲載

(2) 人材の育成

具体的施策	令和6年度の実施状況
①犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催及び充実	・犯罪被害者等支援担当職員研修会を開催し、二次的被害の防止に関する情報をはじめとした国や県等が行う犯罪被害者等支援の情報提供及び犯罪被害者等による講演等を実施 ・県警察学校や各警察署での教養において、犯罪被害者遺族の講演を組み込む等、犯罪被害者等への理解を深める教養を実施 ・各警察署の犯罪被害者等支援担当職員等を対象として、被害者への適切な対応や代理受傷の防止等に関する研修を実施 ・ストーカー・DV事案を始めとした人身安全関連事案に従事する職員を対象とした研修を実施 ・ストーカー・DV事案への対処等に関する執務資料の作成・活用 ・被害少年の支援を行う少年補導職員を対象として、児童心理学等の専門教育や司法面接研修を実施
②「犯罪被害者等支援の手引き」の配布による相談・支援体制の充実【再掲】	・市町村や関係機関の犯罪被害者等支援担当者を対象とした「犯罪被害者等支援の手引き」の改訂・配布により、相談対応能力の向上や関係機関等相互の連携を促進
③二次的被害を防止する研修等の実施	・二次的被害防止マニュアルを研修会等で活用するとともに、関係機関・団体に対し二次的被害となる事例や対応について周知
④民間支援団体等における人材育成に対する支援	・民間支援団体が行う防犯活動等に関する研修に、「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー」を派遣（派遣回数：62回） ・直接支援実施時における（公社）福岡犯罪被害者支援センター職員に対する現場指導

具体的施策	令和6年度の実施状況
⑤（公社）福岡犯罪被害者支援センター相談員向け専門研修の実施	・センター相談員を対象とした、被害者の心理状態を踏まえた相談対応や性暴力被害者の医療的支援などに関する専門研修を実施（実施回数：6回）
⑥性暴力対策アドバイザーの育成	・性暴力対策アドバイザースキルアップ研修及び意見交換会を実施
⑦婦人相談員等に対する研修の実施	・女性相談支援員（旧：婦人相談員）等を対象とした、DVや性暴力に関する知識、相談技術の習得等のための研修を実施（実施回数：13回）
⑧虐待を受けた子どもの保護等に従事する職員に対する研修の充実	・児童相談所や市町村等の担当職員を対象とした、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、児童福祉司任用前講習会・任用後研修、緊急時の子どもの保護や家庭援助を適切に行うための専門研修を実施（要保護児童対策調整機関の調整担当者研修（参加者38人）、児童福祉司任用前講習会（参加者：78人）、児童福祉司任用後研修（参加者：37人）
⑨児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組	・県警察学校等において、児童虐待防止対策に関する教養を実施 ・部外講師による児童からの聴取技法に関する研修会を実施
⑩高齢者虐待対応のための体制の充実	・市町村や地域包括支援センターの担当職員を対象とした、高齢者虐待への対応力の向上及び虐待防止に対する意識啓発のための研修を実施
⑪障がい者虐待防止等のための体制の充実	・市町村や障がい福祉サービス事業所等の担当職員を対象とした、障がい者虐待の防止や通報への適切な対応等のための研修を実施

(3) 民間支援団体に対する支援

具体的施策	令和6年度の実施状況
①（公社）福岡犯罪被害者支援センター相談員の代理受傷防止のための支援	・相談員の心理的ケアを行う精神科医を（公社）福岡犯罪被害者支援センターに配置
②性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談機能の強化【再掲】	・性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、性暴力被害者等からの相談に対応 相談件数：電話相談1,830件（男性343件、女性1,400件、不明87件）、直接支援332件（男性11件、女性321件） ※数値は、家族やパートナー、他機関など被害者本人以外も含む ・相談員への助言等を行う専門家（精神科医、弁護士、社会福祉士）をセンターに配置 ・子どもの被害相談に対応するプレイセラピールームを設置し、心理専門職を配置 ・性暴力被害者に対する産婦人科医療費への公費支出を実施（支出件数：18件） ・弁護士相談件数：51件 ・性暴力に関するSNS相談窓口について、県ホームページで周知
③（公社）福岡犯罪被害者支援センター相談員向け専門研修の実施【再掲】	・センター相談員を対象として、被害者の心理状態を踏まえた相談対応や性暴力被害者の医療的支援などに関する専門研修を実施（開催回数：6回）
④民間支援団体の支援活動に対する協力	・県や県警察が実施する各種キャンペーンや研修等において、（公社）福岡犯罪被害者支援センターの活動を周知 ・行政機関や民間施設に対し、「犯罪被害者支援協賛自動販売機」の設置及び賛助会員入会を促進

(4) 個人情報等の適切な管理

具体的施策	令和6年度の実施状況
①各機関における個人情報管理規程の整備等	・市町村や関係機関の犯罪被害者等支援担当者を対象として、各機関における個人情報管理規程に基づく犯罪被害者等に係る個人情報の適切な管理を依頼
②犯罪被害者等支援に係る業務委託先である（公社）福岡犯罪被害者支援センターに対する、個人情報取扱状況の監督の実施	・（公社）福岡犯罪被害者支援センターに対し、個人情報取扱方法を確認するとともに、随時、取扱状況を点検（実施回数：1回）
③犯罪被害者等に関する個人情報の保護	・記者発表を行う場合には、事案に対する社会的関心や犯罪被害者等のプライバシーの保護等の事情を総合的に勘案し、適切な発表内容となるよう配慮

基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止

(1) 心身に受けた影響からの回復

具体的施策	令和6年度の実施状況
①性暴力被害者等に対するカウンセリングの実施	・性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、臨床心理士によるカウンセリングを実施 ・性暴力被害者等の精神科診療に係る医療費公費支出を実施（支出件数：44件）
②性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談機能の強化【再掲】	・性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、性暴力被害者等からの相談に対応 相談件数：電話相談1,830件（男性343件、女性1,400件、不明87件）、直接支援332件（男性11件、女性321件） ※数値は、家族やパートナー、他機関など被害者本人以外も含む ・相談員への助言等を行う専門家（精神科医、弁護士、社会福祉士）をセンターに配置 ・子どもの被害相談に対応するプレイセラピールームを設置し、心理専門職を配置 ・性暴力被害者に対する産婦人科医療費への公費支出を実施（支出件数：18件） ・弁護士相談件数：51件 ・性暴力に関するSNS相談窓口について、県ホームページで周知
③犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施及び充実	・「心のリリーフ・ライン」において、犯罪被害者等からの相談に対応（相談件数：637件） ・カウンセリング費用の公費支出制度の適切な運用により、犯罪被害者等の精神的被害からの早期回復のための支援を充実（支出件数：25件）
④犯罪被害に遭った子ども及び家族に対する理解の促進	・犯罪被害に遭った子どもやその保護者の心情の変化と彼らを取り巻く関係者による支援の状況を記載したテキストを活用した研修会を開催し、関係機関・団体に対して周知啓発

具体的施策	令和6年度の実施状況
⑤学校内における連携、相談体制の充実及び相談対応能力の向上等【再掲】	・県内全ての公立小・中学校、義務教育学校、高等学校、県立中等教育学校、特別支援学校及び教育事務所にスクールカウンセラーを配置 ・校内の各種会議へスクールカウンセラーが参加することで、校内の連携・教育相談体制を充実 ・各学校に教育相談担当を設け、校内の連携・教育相談体制の充実を図るとともに、教職員の相談対応能力の向上のための職員研修を実施 ・私立高等学校に対して、スクールカウンセラーの配置に要する経費を助成（補助対象校：54校）
⑥性犯罪に遭った児童生徒に対する学校での対応の充実	・県内全ての公立小・中学校、義務教育学校、高等学校、県立中等教育学校、特別支援学校及び教育事務所にスクールカウンセラーを配置 ・校内の各種会議へスクールカウンセラーが参加することで、校内の連携・教育相談体制を充実
⑦少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	・県内全ての公立小・中学校、義務教育学校、高等学校、県立中等教育学校、特別支援学校及び教育事務所にスクールカウンセラーを配置 ・校内の各種会議へスクールカウンセラーが参加することで、校内の連携・教育相談体制を充実 ・スクールカウンセラー等を活用した研修を実施 ・私立高等学校に対して、スクールカウンセラーの配置に要する経費を助成（補助対象校：54校）
⑧犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進	・児童生徒の学校復帰等を支援する訪問相談員による家庭訪問等を実施 ・（一社）福岡県私学教育振興会に対して、生徒の学校復帰等を支援する学習支援センターの運営費を助成
⑨性暴力対策アドバイザー派遣事業を活用した学校と相談機関との連携強化	・性暴力対策アドバイザー派遣事業の中で、学校に対して、性暴力被害者支援センター・ふくおか等の機能・特徴や児童生徒から相談を受けたときの対応について周知 ・学校における性暴力事案対応マニュアルを作成し、学校等に周知

(2) 安全の確保

具体的施策	令和6年度の実施状況
①一時避難場所の確保	・再被害のおそれのある被害者等に対して、一時避難に係る宿泊費用の公費支出を実施（実施件数：3件）
②保護対策の推進	・暴力団等から危害を受けるおそれのある被害者等に対し、保護対策を実施
③再被害防止措置の推進	・犯罪被害者等のための制度や最新情報を取りまとめた「被害者の手引」を作成し、被害者等に交付（作成部数：1,000部） ・再被害のおそれのある被害者等を再被害防止対象者に指定し、検察庁や刑事施設等の関係機関と情報を共有 ・自治体に対し、DV被害者に関する情報を提供し、適切な被害者支援を依頼 ・DV・ストーカー被害者への携帯用緊急通報機の貸与や防犯カメラ等を活用した再被害防止措置を実施 ・少年サポートセンターにおいて、少年補導職員等による継続的支援を実施
④地域警察官による犯罪被害者等への訪問活動の推進等	・犯罪被害者等の要望を踏まえ、地域警察官が訪問し、情報提供や防犯指導を実施

具体的施策	令和6年度の実施状況
⑤ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等への適切な対応	・被害者の安全確保を最優先とした対応と加害者の検挙・行政措置を実施 ・ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等において、再被害のおそれのある被害者等に対して、一時避難に係る宿泊費用の公費支出を実施 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」において、ストーカー・DV・リベンジポルノ被害防止に関する街頭啓発等を実施 ・ストーカー加害者等に対して、精神保健福祉士の面談や医療機関の受診による更生対策を実施
⑥配偶者からの暴力等被害者の一時保護の実施及び一時保護体制の充実	・女性相談支援センター等の保護施設においてDV被害者の一時保護を実施（一時保護件数：64件） ・「困難な問題を抱える女性等支援調整会議」（代表者会議）及び「困難な問題を抱える女性等支援調整会議」（地域ブロック会議）を開催し、関係機関や市町村の連携を強化（代表者会議開催回数：1回、地域ブロック会議開催回数：9回） ・DV被害にあった男性や性的少数者が緊急時に避難するホテルを確保し、安全の確保を実施
⑦配偶者暴力防止法に基づく保護命令の適切な実施	・裁判所が加害者に対し被害者への接近禁止等を命じる保護命令を発した場合、配偶者暴力相談支援センター及び県警察が連携して、被害者に対し、被害を防止するための留意事項や緊急時の通報等について情報提供を実施
⑧児童虐待による被害児童の一時保護の実施	・児童相談所等の保護施設において被害児童の一時保護を実施 ・児童相談所に学習指導専門員等を配置 ・児童相談所に個室を整備し、居住場所の環境を改善
⑨子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	・子どもに対する暴力的性犯罪の出所者に対し、警察職員の面談による更生・社会復帰に向けた支援を実施
⑩児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための連携	・児童相談所に警察官を配置するなど、児童相談所と県警察が連携して、被害児童の安全確保を最優先とした対応を実施（2児相に各2名配置（他児相を兼務）） ・重大な児童虐待事案を認知した際に、医師等を参集した事例カンファレンスを開催するための協定を締結
⑪性暴力加害者の再犯防止対策	・性暴力加害者相談窓口において、専門的な指導プログラムの提供により加害者の再犯防止対策を実施 面接件数：43件

(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

具体的施策	令和6年度の実施状況
①関係機関と連携した緊急支援体制の構築【再掲】	・市町村や関係機関の犯罪被害者等支援担当者を対象として、重大事案が発生した場合の、関係機関の連携による速やかな支援の必要性を周知
②性暴力被害者支援センター・ふくおかにおける証拠資料採取事業の実施	・警察に被害申告をちゅうちょする性暴力被害者について、センター相談員が病院に付き添った際に、被害者が希望する場合、医師による証拠採取を行い、採取した証拠について県警で保管
③二次的被害を防止する研修等の実施【再掲】	・二次的被害防止マニュアルを研修会等で活用するとともに、関係機関・団体に対し二次的被害となる事例や対応について周知
④捜査に関する適切な情報提供等	・被害者等への連絡責任者等を指定し、被害者等の要望に沿った捜査状況等の情報を提供

具体的施策	令和6年度の実施状況
⑤交通事故事件被害者等の心情やニーズを踏まえた適切な支援等	・全警察署に対し、被害者等への適切な情報提供等についての指導を実施
⑥刑事手続等に関する情報提供の充実	・犯罪被害者等のための制度や最新情報を取りまとめた「被害者の手引」を作成し、被害者等に交付（作成部数：1,000部） ・外国人被害者向けの犯罪被害者支援リーフレット（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）を作成し、被害者等に交付
⑦性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等	・女性警察官を現場鑑識活動に従事する係に配置（7名） ・性犯罪捜査を担当する女性警察官等を対象とした、カウンセリング等研修会を実施
⑧犯罪被害者等に関する個人情報保護【再掲】	・記者発表を行う場合には、事案に対する社会的関心や犯罪被害者等のプライバシーの保護等の事情を総合的に勘案し、適切な発表内容となるよう配慮
⑨証拠物件の適切な保管・管理を通じた早期還付等の手続の実施	・証拠物件管理システムによる適正な保管・管理を実施 ・全警察署に対し、証拠物件の早期還付等の手続が適正に行われるための業務指導を実施
⑩医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進	・医療機関及び性暴力被害者支援センター・ふくおかに対し、警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取等について協力を依頼 ・医療機関に対し、証拠採取に係るマニュアルを配付
⑪被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	・被害少年に対し、部内臨床心理士によるカウンセリング及び公費負担によるカウンセリングを実施 ・少年サポートセンター等において、少年相談に対応（相談件数（面接及び電話等）：295件）
⑫被害児童からの事情聴取における配慮	・少年補導職員等に対し、被害児童に配慮した聴取の方法等について専門家（医師、大学講師）による助言・指導を実施（実施回数：4回） ・県警察、検察庁、児童相談所が三者協議を行うなど緊密に連携し、被害児童の協同面接を実施 ・司法面接室（被害児童が安心して話せる環境を整備した部屋）の整備 ・公判を見据えた実践的な協同面接に関する研修会を実施
⑬犯罪被害者等の心情に配慮した環境の整備	・子ども用玩具等の配置により相談室の環境を整備 ・捜査過程における被害者等の送迎等に被害者支援専用車両を活用（運用台数：30台）
⑭再被害防止措置の推進【再掲】	・犯罪被害者等のための制度や最新情報を取りまとめた「被害者の手引」を作成し、被害者等に交付（作成部数：1,000部） ・再被害のおそれのある被害者等を再被害防止対象者に指定し、検察庁や刑事施設等の関係機関と情報を共有 ・自治体に対し、DV被害者に関する情報を提供し、適切な被害者支援を依頼 ・DV・ストーカー被害者への携帯用緊急通報機の貸与や防犯カメラ等を活用した再被害防止措置を実施 ・少年サポートセンターにおいて、少年補導職員等による継続的支援を実施

基本方針3 損害回復・経済的支援等

(1) 損害賠償の請求についての援助

具体的施策	令和6年度の実施状況
①損害賠償請求訴訟再提訴時の支援	・犯罪被害者等を対象とした、損害賠償請求訴訟再提訴時申立手数料助成制度の実施（助成件数：1件）
②犯罪被害者等への法律相談支援【再掲】	・犯罪被害者等からの刑事・民事裁判等に関する相談について、弁護士による無料法律相談を実施（相談件数：11件）
③日本司法支援センターとの連携	・関係機関・団体で構成する犯罪被害者支援協議会において、日本司法支援センターにおける被害者支援事業を周知（開催回数：1回）
④損害賠償請求等に関する情報提供の充実	・暴力団等に対する損害賠償請求や交通事故に関する各種制度に関するパンフレット等を活用し、警察本部や各警察署等での配付や各種会合での広報などにより、情報提供を充実
⑤暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実	・暴力団事務所撤去に関する助言、相談や訴訟に係る支援金の支給等により、被害回復のための支援を充実
⑥交通事故相談所における相談	・交通事故相談所において、電話、来所相談及び巡回相談を実施（相談件数：363件）
⑦犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	・金融機関に対し、悪質商法事犯、ヤミ金融事犯や特殊詐欺等に悪用された口座凍結のための情報を提供（悪質商法事犯、闇金融事犯等情報提供件数：566件、特殊詐欺等情報提供件数：2,629件） ・特殊詐欺等の被害者に対し、損害回復に係る各種制度の情報を提供

(2) 経済的負担の軽減

具体的施策	令和6年度の実施状況
①犯罪被害者等への法律相談支援の周知	・市町村や関係機関へのチラシ配付、県ホームページ等により周知
②犯罪被害給付制度の周知等	・県警ホームページや自治体広報誌等により周知 ・給付金支給の対象となる被害者等に対して、制度内容や手続について教示 ・犯罪被害給付制度の運用状況（申請27件、裁定27件、支給金額94,405千円）
③市町村による見舞金制度の導入促進	・市町村担当課長会議や犯罪被害者等支援担当職員研修会において依頼 ・市町村の制度導入を支援するため、見舞金支給条例等の設置例を提供（県内21市町村において導入済） ・福岡県犯罪被害者等見舞金制度を実施（遺族見舞金：7件、重傷病見舞金：5件）
④（公財）犯罪被害救援基金との連携による救済の実施	・（公財）犯罪被害救援基金による支援金支給の対象となる被害者等に対し、制度内容や手続きについて情報提供
⑤医療費等の公費支出制度の周知	・犯罪被害者等のための制度を取りまとめた「被害者の手引」を活用した対象者への確実な制度説明を実施 ・県警ホームページにより周知
⑥性暴力被害者への公費支出制度の周知	・市町村や関係機関へのチラシ配付、県ホームページ等により周知

(3) 居住の安定等

具体的施策	令和6年度の実施状況
①犯罪被害の発生直後における居住場所の確保等	・再被害のおそれのある被害者等に対して、一時避難に係る宿泊費用の公費支出を実施（実施件数：3件）
②公営住宅等への優先入居及び一時入居等	・犯罪被害者等に対し、県営住宅の一時的な提供や申し込み時の優遇措置を実施（一時提供世帯数：23世帯）
③関係団体との連携による居住場所の確保	・犯罪被害者等の住宅確保要配慮者からの相談をワンストップで解決する居住支援体制の整備について、県内市町村や居住支援法人等へ普及啓発（居住支援協議会開催回数：1回、居住支援法人連絡協議会開催回数：1回） ・居住支援法人の活動や居住支援制度に関する情報が容易に検索できるポータルサイト「あんしん住まいナビふくおか」による情報提供 ・大家が安心してセーフティーネット住宅の登録ができる環境を整備するため、宅建事業者団体が会員向けに行う研修会の場において、居住支援制度や居住支援法人の活動を説明
④配偶者からの暴力等被害者の一時保護の実施及び一時保護体制の充実【再掲】	・女性相談支援センター等の保護施設においてDV被害者の一時保護を実施（一時保護件数：64件） ・「困難な問題を抱える女性等支援調整会議」（代表者会議）及び「困難な問題を抱える女性等支援調整会議」（地域ブロック会議）を開催し、関係機関や市町村の連携を強化（代表者会議開催回数：1回、地域ブロック会議開催回数：9回） ・DV被害にあった男性や性的少数者が緊急時に避難するホテルを確保し、安全の確保を実施
⑤児童虐待による被害児童の一時保護の実施【再掲】	・児童相談所等の保護施設において被害児童の一時保護を実施 ・児童相談所に学習指導専門員等を配置 ・児童相談所に個室を整備し、居住場所の環境を改善
⑥児童虐待による被害児童の社会的養護の実施	・児童虐待による被害児童に対し、里親等への委託や乳児院、児童養護施設等への入所措置を実施

(4) 雇用の維持及び確保

具体的施策	令和6年度の実施状況
①年代別・対象別就職支援センターにおける就職支援	・犯罪被害者等を含む求職者に対し、個別相談、就職支援セミナー、合同会社説明会等の就職支援を実施
②ひとり親家庭等の自立の総合的支援	・ひとり親サポートセンターにおいて、求人情報提供等の就業支援や養育費相談等による、ひとり親家庭等の自立の総合的支援を実施
③高等技術専門校における公共職業訓練	・犯罪被害者等を含む求職者に対し、施設内訓練や民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施
④個別労働紛争解決制度の活用等	・労働者支援事務所において、解雇、賃金未払い、セクハラ・パワハラ等に係る労働相談や労働者と使用者の間に立って意見の調整を図るあっせんを実施

(5) 日常生活の支援

具体的施策	令和6年度の実施状況
①病院等への付添い支援	・福岡犯罪被害者総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、病院受診や裁判の付添い等、犯罪被害者等の状況に応じた付添い支援を実施（福岡犯罪被害者総合サポートセンター付添い件数：44件、性暴力被害者支援センター・ふくおか付添い件数：102件）

具体的施策	令和6年度の実施状況
②市町村窓口等の情報提供	・福岡犯罪被害者総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、市町村や県の福祉窓口等と連携し、生活福祉支援情報を提供 ・市町村の相談窓口について、関係機関に情報提供するとともに県ホームページに掲載
③育児サービス情報の提供	・育児サービスを必要とする犯罪被害者等に対し、市町村等を通じ、地域の子育て支援情報を提供
④障がい福祉サービス情報の提供	・障がい福祉サービスを必要とする犯罪被害者等に対し、市町村等を通じて障がい福祉サービス事業所等の情報を提供
⑤介護サービス情報の提供	・介護サービスを必要とする犯罪被害者等に対し、市町村等を通じて介護保険制度や介護サービス事業所等の情報を提供

基本方針4 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

(1) 県民の理解の増進

具体的施策	令和6年度の実施状況
①犯罪被害者週間を中心とした集中的な広報啓発の実施	・街頭キャンペーンやホームページ等による広報啓発を実施 ・県庁ロビーで「犯罪被害者週間」啓発パネル展を開催
②犯罪被害者等への県民の理解の増進	・県ホームページへの掲載や県庁ロビー展の開催等により、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性、各種相談窓口の紹介などの広報啓発を実施
③インターネット上での誹謗中傷の防止等の広報啓発の推進	・インターネット上での誹謗中傷や二次的被害を生むような書き込みを行わないこと、加えて被害に遭った場合の相談窓口等について、SNS等を活用した、広報啓発を実施
④ネットトラブルに遭っている児童生徒に対する相談窓口の設置【再掲】	・ホームページにおいて、ネットトラブルに関する相談窓口や対策の情報提供を実施
⑤犯罪被害者等に関する県民の意識の把握	・令和3年度に県民意識アンケート調査を実施（次回は令和8年度に実施予定）
⑥犯罪被害者等支援に関する理解の増進	・犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」等のリーフレット配布による広報啓発を実施 ・大学、専門学校、関係機関、警察署等に対し、外国人用リーフレット（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）を配付
⑦交通事故被害等に関する県民の理解増進	・飲酒運転による交通事故等の被害者の遺品を展示する、「生命（いのち）のメッセージ展」を県庁ロビーで開催（令和6年2月10日～同月14日） ・県、県警及び関係機関等による、交通安全県民運動を実施

具体的施策	令和6年度の実施状況
⑧配偶者からの暴力に関する 広報啓発事業の実施	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、DV被害防止のための街頭啓発、商業施設等におけるポスター掲示、カード配布による広報啓発を実施（街頭啓発：令和6年11月12・13日、県内4箇所を実施） ・県内の中学1年生及び高校1年生に対し、交際相手からの暴力防止及び性暴力防止啓発リーフレットを配付（中学生向け配付冊数：52,225冊、高校生向け配付冊数：45,161冊） ・中学校、高等学校に対し、デートDV等に関する講師を派遣（派遣回数：26回）
⑨児童虐待防止推進月間を中心とした広報啓発事業の実施	・11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心に、児童虐待防止講演会の開催や県広報誌等による広報啓発を実施
⑩学校における犯罪被害者等 の人権問題も含めた人権教育の推進	・県立学校の教職員に対し、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育に関する研修等を実施（実施回数：9回） ・県内私立学校に対し、人権・同和教育の充実等について依頼（依頼対象校数：98校）
⑪児童生徒を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等	・小学校、中学校、高等学校、大学等に飲酒運転撲滅活動アドバイザーを派遣し、講演を実施（実施回数：41回） ・中学校及び高等学校において、犯罪被害者遺族の講演等を行う「命の大切さを学ぶ教室」を実施（実施校数：19校） ・大学において、県警察職員による犯罪被害者支援に関する講義を実施（講義回数：4回）
⑫犯罪被害に遭った子ども及び家族に対する理解の促進【再掲】	・犯罪被害に遭った子どもやその保護者の心情の変化と彼らを取り巻く関係者による支援の状況を記載したテキストを活用した研修会を開催し、関係機関・団体に対して周知啓発
⑬性暴力対策アドバイザーによる教育・啓発の推進	・性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行う専門家（アドバイザー）を、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校等に派遣（派遣箇所数 608 箇所）

(2) 事業者の理解の増進

具体的施策	令和6年度の実施状況
①犯罪被害者の被害回復のための休暇制度の普及促進	・犯罪被害者の被害回復のための休暇制度の導入について、事業者に対し啓発
②犯罪被害者等への事業者の理解の増進	・二次的被害防止マニュアルを作成し、県ホームページに掲載 ・犯罪被害に遭った従業員への配慮について、事業者に対し周知 ・事業主向けセミナーにおいて、犯罪被害者等支援に関するチラシ等を配布（セミナー開催回数：28回、参加企業数：287社）
③ひとり親家庭等の自立の総合的支援【再掲】	・ひとり親サポートセンターにおいて、求人情報提供等の就業支援や養育費相談等による、ひとり親家庭等の自立の総合的支援を実施
④高等技術専門校における公共職業訓練【再掲】	・犯罪被害者等を含む求職者に対し、施設内訓練や民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施
⑤個別労働紛争解決制度の活用等【再掲】	・労働者支援事務所において、解雇、賃金未払い、セクハラ・パワハラ等に係る労働相談や労働者と使用者の間に立って意見の調整を図るあっせんを実施